

計議第 3 5 5 号議案 参考資料 1

計議第 3 5 5 号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
公園の変更（京都市決定）
（3・3・57号 東吉祥院公園）

目
次

P. 1 計議第 3 5 5 号議案 理由説明書

理由説明書

東吉祥院公園は、昭和20年に「防空緑地」として都市計画決定された後、戦後のニーズの変化に伴い、昭和35年に「野球場のある公園」として整備されたものの、当時の喫緊の課題であった市内の高校不足に対応するため、グラウンド用地を近隣で確保できない中でも整備を進めざるを得なかった塔南高校のグラウンドとして、昭和38年4月の同校開校以降、使用してきた。

この度の同校移転を機に、グラウンド部分の本公園を含む同校の跡地活用について、本公園設置以降の市内における公園整備の状況や本市の今日的な課題等を総合的に勘案し検討を行った。

その結果、野球場のある市内公園については、昭和38年以降も順次整備を進めてきたことにより、本公園が長年、高校グラウンドとして使用されてきた状況においても、利用ニーズには一定対応できていること、他方で、今日的な喫緊の公的課題については、「少子化対策・子育て環境のさらなる充実」に資する「全員制中学校給食」への対応が必要となり、そのための持続可能で最適な実施方式として「給食センター方式」を導入することとし、用途地域、立地条件及び規模などの諸条件を踏まえ、本公園を含む同校跡地を「給食センター」整備地とすることが最も適切な活用と判断したものである。

以上のことから、本公園は令和5年11月30日に都市公園法に基づき廃止されており、将来にわたり本都市計画の区域内において公園を整備する方針はない。加えて、戦時中の空襲に対応するための防空緑地として都市計画決定された目的が現状に適合していないことも踏まえ、本公園の都市計画を廃止するものである。